

一般教育訓練明示書

講座の名称	特定行為研修(栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、在宅・慢性期領域パッケージ)				
実施方法	通信(eラーニングのみ) 講義およびスクーリング(月1回)				
指定講座番号(15桁)	2220192	—	2110012	—	4
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象 講座の指定期間 H31年4月1日	過去一 年の講 座実績	入講者数(5人) 特定行為研修	修了者数(5人) 特定行為研修	
訓練期間	12ヶ月		総訓練時間	— 時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		特定行為研修			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		厚生労働省			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関で研修を修了したもの			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		チーム医療の推進、地域包括ケア 病院、地域(訪問看護)、高齢者施設			
2. 教育訓練の内容					
教科(カリキュラム)		時間	使用教材名		
特定行為研修規則P.2-3					
共通科目		276.3			
区分別科目①栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連		16			
区分別科目②在宅・慢性期領域パッケージ		61			
(重複時間)		-11			
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等		看護師免許を有すること 看護師の免許取得後、通算5年以上の実務経験を有すること			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		所属長(原則として所属機関の看護組織の長)の推薦を有すること			
③その他					

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 前年度内の受講修了者数	5	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	5	人	受験率(②/①)	100%	
③ ②のうち合格者数	5	人	合格率(③/②)	100%	
④ 上記②・③の回答者数	5	人			
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数	3	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	1	人	②A: 就業者計	3人
	2 非正社員、派遣社員	2	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	0	人	②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	3人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1	人		
	3 社内外の評価が高まる	1	人		
	4 円滑な転職に役立つ	0	人		
	5 趣味・教養に役立つ	0	人		
	6 その他の効果	1	人		
	7 特に効果はない	0	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる		人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる		人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる		人		
	4 趣味・教養に役立つ		人		
	5 その他の効果		人		
	6 特に効果はない		人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		人		
	4 就職していない		人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	2	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	3人
	2 おおむね満足	1	人		
	3 どちらとも言えない	0	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1)に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法		各科目のシラバスに定める評価方法に基づき評価を行う。主に講義は小テスト、最終テスト、演習はディスカッションやレポート評価、実習は観察評価を実施する。			
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数		本研修独自科目「療養生活支援看護論」を土曜日に6時間本学への通学で開講し同日にスクーリングを行う。月1回程度。			
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法					
1) 共通科目を全て履修し、筆記試験もしくは観察評価に合格すること 2) 1) 修了後、区分別科目を履修し、筆記試験及び観察評価に合格すること 2月) 修了判定会議を実施する。					

一 般 教 育 訓 練 明 示 書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		月1回スクーリングを実施し、学習の進捗状況の確認をしている。実習を行う協力施設とは連携体制を組み、施設の指導者の下に実習を行い、演習の一部については本学で行っている。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		受講中のスクーリング、および修了後の継続教育として看護研修セミナー、症例検討会を実施している。	
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人聖隷学園 (代表者名: 理事長 小柳 守弘)		
住所及び連絡先	静岡県浜松市中央区三方原町3453 TEL 053-436-5311		
施設名称及び施設長名	聖隷クリストファー大学 (施設長: 学長 大城 昌平)		
住所及び連絡先	静岡県浜松市中央区三方原町3453 TEL 053-439-1400		
給付制度担当部署・者	総務部		
連絡先	TEL 053-439-1400		
一般教育訓練経費 支払い方法	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 580,000 円		
① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	20,000 円	
② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	560,000 円	
③ 両方可能		(うち、実習教材費 10,000 円)	
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 0 円		
	① 副読本代 (税込額)	0 円	
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)	0 円	
	③ 施設維持費 (税込額)	0 円	
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	0 円	
	3. 総額 (1+2) (税込額) 580,000 円		

〔特記事項〕

--

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入
学料及び受講料（最大１年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検
定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれませ
ん。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジッ
ト会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費
に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、
クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他
の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や
割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額か
ら当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になり
ます。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料
の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金
の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載され
た「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合
のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験
等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合
等にあつては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教
育訓練給付金の支給を受けることはできません。

一般教育訓練明示書

講座の名称	特定行為研修(共通科目免除、栄養及び水分管理に係る薬剤投与、在宅・慢性期領域)				
実施方法	通信(eラーニングのみ) 講義およびスクーリング(月1回)				
指定講座番号(15桁)	2220192	—	2410012	—	4
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象 講座の指定期間 H31年4月1日	過去一 年の講 座実績	入講者数(5人) 特定行為研修	修了者数(5人) 特定行為研修	
訓練期間	12ヶ月		総訓練時間	— 時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		特定行為研修			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		厚生労働省			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関で研修を修了したもの			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		チーム医療の推進、地域包括ケア 病院、地域(訪問看護)、高齢者施設			
2. 教育訓練の内容					
教科(カリキュラム)		時間	使用教材名		
特定行為研修規則P.2-3					
療養生活支援看護論		6			
区分別科目①栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連		16			
区分別科目②在宅・慢性期領域パッケージ		61			
(重複時間)		-11			
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等		看護師免許を有すること 看護師の免許取得後、通算5年以上の実務経験を有すること 共通科目を履修済であること			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		所属長(原則として所属機関の看護組織の長)の推薦を有すること			
③その他					

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度内の受講修了者数	5	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	5	人	受験率(②/①)	100%	
③ ②のうち合格者数	5	人	合格率(③/②)	100%	
④ 上記②・③の回答者数	5	人			

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		3	人	
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	1	人	②A: 就業者計 3人
	2 非正社員、派遣社員	2	人	
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	
	4 非就業	0	人	②B: 非就業者計
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下) 3人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1	人	
	3 社内外の評価が高まる	1	人	
	4 円滑な転職に役立つ	0	人	
	5 趣味・教養に役立つ	0	人	
	6 その他の効果	1	人	
	7 特に効果はない		人	
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる		人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 希望の職種・業界で就職できる		人	
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる		人	
	4 趣味・教養に役立つ		人	
	5 その他の効果		人	
	6 特に効果はない		人	
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		人	
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		人	
	4 就職していない		人	
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	2	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下) 3人
	2 おおむね満足	1	人	
	3 どちらとも言えない	0	人	
	4 やや不満	0	人	
	5 大いに不満	0	人	

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1)に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	各科目のシラバスに定める評価方法に基づき評価を行う。主に講義は小テスト、最終テスト、演習はディスカッションやレポート評価、実習は観察評価を実施する。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	本研修独自科目「療養生活支援看護論」を土曜日に6時間本学への通学で開講し同日にスクーリングを行う。月1回程度。

6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

- 1)「療養生活支援看護論」を履修し、合格すること
- 2) 1)修了後、区分別科目を履修し、筆記試験及び観察評価に合格すること
- 2月)修了判定会議を実施する。

一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		月1回スクーリングを実施し、学習の進捗状況の確認をしている。実習を行う協力施設とは連携体制を組み、施設の指導者の下に実習を行い、演習の一部については本学で行っている。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		受講中のスクーリング、および修了後の継続教育として看護研修セミナー、症例検討会を実施している。	
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人聖隷学園 (代表者名: 理事長 小柳 守弘)		
住所及び連絡先	静岡県浜松市中央区三方原町3453 TEL 053-436-5311		
施設名称及び施設長名	聖隷クリストファー大学 (施設長: 学長 大城 昌平)		
住所及び連絡先	静岡県浜松市中央区三方原町3453 TEL 053-439-1400		
給付制度担当部署・者	総務部		
連絡先	TEL 053-439-1400		
一般教育訓練経費	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 380,000 円		
支払い方法			
① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	20,000 円	
② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	360,000 円	
③ 両方可能		(うち、実習教材費 10,000 円)	
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 0 円		
	① 副読本代 (税込額)	0 円	
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)	0 円	
	③ 施設維持費 (税込額)	0 円	
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	0 円	
	3. 総額 (1+2) (税込額) 380,000 円		

〔特記事項〕

--

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入
学料及び受講料（最大１年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検
定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれませ
ん。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジッ
ト会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費
に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、
クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他
の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や
割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額か
ら当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になり
ます。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料
の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金
の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載され
た「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合
のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験
等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合
等にあつては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教
育訓練給付金の支給を受けることはできません。

一般教育訓練明示書

講座の名称	特定行為研修(栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連)				
実施方法	通信(eラーニングのみ) 講義およびスクーリング(月1回)				
指定講座番号(15桁)	2220192	—	2410022	—	7
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間 H31年4月1日	過去1年の講座実績	入講者数(5人) 特定行為研修	修了者数(5人) 特定行為研修	
訓練期間	12ヶ月		総訓練時間	— 時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		特定行為研修			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		厚生労働省			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関で研修を修了したもの			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		チーム医療の推進、地域包括ケア病院、地域(訪問看護)、高齢者施設			
2. 教育訓練の内容					
教科(カリキュラム)		時間	使用教材名		
特定行為研修規則P.2-3					
共通科目		276.3			
区分別科目①栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連		16			
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等		看護師免許を有すること 看護師の免許取得後、通算5年以上の実務経験を有すること			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		所属長(原則として所属機関の看護組織の長)の推薦を有すること			
③その他					

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度内の受講修了者数	5	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	5	人	受験率(②/①)	100%	
③ ②のうち合格者数	5	人	合格率(③/②)	100%	
④ 上記②・③の回答者数	5	人			

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		3	人	
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	1	人	②A: 就業者計
	2 非正社員、派遣社員	2	人	
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	3人
	4 非就業	0	人	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1	人	
	3 社内外の評価が高まる	1	人	
	4 円滑な転職に役立つ	0	人	
	5 趣味・教養に役立つ	0	人	
	6 その他の効果	1	人	
	7 特に効果はない	0	人	
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる		人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 希望の職種・業界で就職できる		人	
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる		人	
	4 趣味・教養に役立つ		人	
	5 その他の効果		人	
	6 特に効果はない		人	
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		人	
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		人	
	4 就職していない		人	
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	2	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)
	2 おおむね満足	1	人	
	3 どちらとも言えない	0	人	
	4 やや不満	0	人	
	5 大いに不満	0	人	

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1)に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	各科目のシラバスに定める評価方法に基づき評価を行う。主に講義は小テスト、最終テスト、演習はディスカッションやレポート評価、実習は観察評価を実施する。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	本研修独自科目「療養生活支援看護論」を土曜日に6時間本学への通学で開講し同日にスクーリングを行う。月1回程度。

6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験もしくは観察評価に合格すること
- 2) 1) 修了後、区分別科目を履修し、筆記試験及び観察評価に合格すること
- 2) 月に修了判定会議を実施する。

一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		月1回スクーリングを実施し、学習の進捗状況の確認をしている。実習を行う協力施設とは連携体制を組み、施設の指導者の下に実習を行い、演習の一部については本学で行っている。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		受講中のスクーリング、および修了後の継続教育として看護研修セミナー、症例検討会を実施している。	
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人聖隷学園 (代表者名: 理事長 小柳 守弘)		
住所及び連絡先	静岡県浜松市中央区三方原町3453 TEL 053-436-5311		
施設名称及び施設長名	聖隷クリストファー大学 (施設長: 学長 大城 昌平)		
住所及び連絡先	静岡県浜松市中央区三方原町3453 TEL 053-439-1400		
給付制度担当部署・者	総務部		
連絡先	TEL 053-439-1400		
一般教育訓練経費 支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可能	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		490,000 円
	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)		20,000 円
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)		470,000 円
		(うち、実習教材費	10,000 円)
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		0 円
	① 副読本代 (税込額)		0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)		0 円
	③ 施設維持費 (税込額)		0 円
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		0 円
	3. 総額 (1+2) (税込額)		490,000 円

〔特記事項〕

--

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入
学料及び受講料（最大１年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検
定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれませ
ん。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジッ
ト会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費
に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、
クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他
の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や
割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額か
ら当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になり
ます。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料
の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金
の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載され
た「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合
のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験
等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合
等にあつては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教
育訓練給付金の支給を受けることはできません。

一般教育訓練明示書

[illegible]

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 前年度内の受講修了者数	5	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	5	人	受験率(②/①)	100%	
③ ②のうち合格者数	5	人	合格率(③/②)	100%	
④ 上記②・③の回答者数	5	人			
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数	3	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	1	人	②A: 就業者計	3人
	2 非正社員、派遣社員	2	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	0	人	②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	3人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1	人		
	3 社内外の評価が高まる	1	人		
	4 円滑な転職に役立つ	0	人		
	5 趣味・教養に役立つ	0	人		
	6 その他の効果	1	人		
	7 特に効果はない	0	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる		人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる		人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる		人		
	4 趣味・教養に役立つ		人		
	5 その他の効果		人		
	6 特に効果はない		人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		人		
	4 就職していない		人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	2	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	3人
	2 おおむね満足	1	人		
	3 どちらとも言えない	0	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1) 掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	各科目のシラバスに定める評価方法に基づき評価を行う。主に講義は小テスト、最終テスト、演習はディスカッションやレポート評価、実習は観察評価を実施する。				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	本研修独自科目「療養生活支援看護論」を土曜日に6時間本学への通学で開講し同日にスクーリングを行う。月1回程度。				
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法					
1) 「療養生活支援看護論」を履修し、合格すること 2) 1) 修了後、区分別科目を履修し、筆記試験及び観察評価に合格すること 2月) 修了判定会議を実施する。					

一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		月1回スクーリングを実施し、学習の進捗状況の確認をしている。実習を行う協力施設とは連携体制を組み、施設の指導者の下に実習を行い、演習の一部については本学で行っている。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		受講中のスクーリング、および修了後の継続教育として看護研修セミナー、症例検討会を実施している。	
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人聖隷学園 (代表者名: 理事長 小柳 守弘)		
住所及び連絡先	静岡県浜松市中央区三方原町3453 TEL 053-436-5311		
施設名称及び施設長名	聖隷クリストファー大学 (施設長: 学長 大城 昌平)		
住所及び連絡先	静岡県浜松市中央区三方原町3453 TEL 053-439-1400		
給付制度担当部署・者	総務部		
連絡先	TEL 053-439-1400		
一般教育訓練経費 支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可能	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		290,000 円
	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		20,000 円
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		270,000 円
		(うち、実習教材費	10,000 円)
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		0 円
	① 副読本代 (税込額)		0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)		0 円
	③ 施設維持費 (税込額)		0 円
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		0 円
	3. 総額 (1+2) (税込額)		290,000 円

〔特記事項〕

--

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入
学料及び受講料（最大１年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検
定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれませ
ん。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジッ
ト会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費
に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、
クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他
の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や
割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額か
ら当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になり
ます。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料
の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金
の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載され
た「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合
のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験
等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合
等にあつては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教
育訓練給付金の支給を受けることはできません。

一般教育訓練明示書

[illegible]

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度内の受講修了者数	5	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	5	人	受験率(②/①)	100%	
③ ②のうち合格者数	5	人	合格率(③/②)	100%	
④ 上記②・③の回答者数	5	人			

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		3	人	
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	1	人	②A: 就業者計
	2 非正社員、派遣社員	2	人	
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	3人
	4 非就業	0	人	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1	人	
	3 社内外の評価が高まる	1	人	
	4 円滑な転職に役立つ	0	人	
	5 趣味・教養に役立つ	0	人	
	6 その他の効果	1	人	
	7 特に効果はない	0	人	
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる		人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 希望の職種・業界で就職できる		人	
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる		人	
	4 趣味・教養に役立つ		人	
	5 その他の効果		人	
	6 特に効果はない		人	
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		人	
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		人	
	4 就職していない		人	
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	2	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)
	2 おおむね満足	1	人	
	3 どちらとも言えない	0	人	
	4 やや不満	0	人	
	5 大いに不満	0	人	

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1)に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	各科目のシラバスに定める評価方法に基づき評価を行う。主に講義は小テスト、最終テスト、演習はディスカッションやレポート評価、実習は観察評価を実施する。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	本研修独自科目「療養生活支援看護論」を土曜日に6時間本学への通学で開講し同日にスクーリングを行う。月1回程度。

6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験もしくは観察評価に合格すること
- 2) 1) 修了後、区分別科目を履修し、筆記試験及び観察評価に合格すること
- 2) 月に修了判定会議を実施する。

一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		月1回スクーリングを実施し、学習の進捗状況の確認をしている。実習を行う協力施設とは連携体制を組み、施設の指導者の下に実習を行い、演習の一部については本学で行っている。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		受講中のスクーリング、および修了後の継続教育として看護研修セミナー、症例検討会を実施している。	
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人聖隷学園 (代表者名: 理事長 小柳 守弘)		
住所及び連絡先	静岡県浜松市中央区三方原町3453 TEL 053-436-5311		
施設名称及び施設長名	聖隷クリストファー大学 (施設長: 学長 大城 昌平)		
住所及び連絡先	静岡県浜松市中央区三方原町3453 TEL 053-439-1400		
給付制度担当部署・者	総務部		
連絡先	TEL 053-439-1400		
一般教育訓練経費 支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可能	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		550,000 円
	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		20,000 円
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		530,000 円
		(うち、実習教材費	10,000 円)
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		0 円
	① 副読本代 (税込額)		0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)		0 円
	③ 施設維持費 (税込額)		0 円
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		0 円
	3. 総額 (1+2) (税込額)		550,000 円

〔特記事項〕

--

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入
学料及び受講料（最大１年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検
定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれませ
ん。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジッ
ト会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費
に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、
クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他
の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や
割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額か
ら当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になり
ます。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料
の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金
の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載され
た「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合
のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験
等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合
等にあつては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教
育訓練給付金の支給を受けることはできません。

一般教育訓練明示書

[illegible]

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 前年度内の受講修了者数	5	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	5	人	受験率(②/①)	100%	
③ ②のうち合格者数	5	人	合格率(③/②)	100%	
④ 上記②・③の回答者数	5	人			
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数	3	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	1	人	②A: 就業者計	3人
	2 非正社員、派遣社員	2	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	0	人	②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	3人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1	人		
	3 社内外の評価が高まる	1	人		
	4 円滑な転職に役立つ	0	人		
	5 趣味・教養に役立つ	0	人		
	6 その他の効果	1	人		
	7 特に効果はない	0	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる		人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる		人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる		人		
	4 趣味・教養に役立つ		人		
	5 その他の効果		人		
	6 特に効果はない		人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		人		
	4 就職していない		人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	2	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	3人
	2 おおむね満足	1	人		
	3 どちらとも言えない	0	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1)に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	各科目のシラバスに定める評価方法に基づき評価を行う。主に講義は小テスト、最終テスト、演習はディスカッションやレポート評価、実習は観察評価を実施する。				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	本研修独自科目「療養生活支援看護論」を土曜日に6時間本学への通学で開講し同日にスクーリングを行う。月1回程度。				
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法					
1)「療養生活支援看護論」を履修し、合格すること 2) 1)修了後、区分別科目を履修し、筆記試験及び観察評価に合格すること 2月に修了判定会議を実施する。					

一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		月1回スクーリングを実施し、学習の進捗状況の確認をしている。実習を行う協力施設とは連携体制を組み、施設の指導者の下に実習を行い、演習の一部については本学で行っている。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		受講中のスクーリング、および修了後の継続教育として看護研修セミナー、症例検討会を実施している。	
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人聖隷学園 (代表者名: 理事長 小柳 守弘)		
住所及び連絡先	静岡県浜松市中央区三方原町3453 TEL 053-436-5311		
施設名称及び施設長名	聖隷クリストファー大学 (施設長: 学長 大城 昌平)		
住所及び連絡先	静岡県浜松市中央区三方原町3453 TEL 053-439-1400		
給付制度担当部署・者	総務部		
連絡先	TEL 053-439-1400		
一般教育訓練経費 支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可能	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		350,000 円
	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		20,000 円
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		330,000 円
		(うち、実習教材費	10,000 円)
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		0 円
	① 副読本代 (税込額)		0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)		0 円
	③ 施設維持費 (税込額)		0 円
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		0 円
	3. 総額 (1+2) (税込額)		350,000 円

〔特記事項〕

--

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入
学料及び受講料（最大１年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検
定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれませ
ん。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジッ
ト会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費
に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、
クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他
の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や
割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額か
ら当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になり
ます。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料
の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金
の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載され
た「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合
のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験
等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合
等にあっては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教
育訓練給付金の支給を受けることはできません。